

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

令和二年九月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 日時

令和二年十月二十六日（月）午後二時から午後四時まで

二 場所

広島県民文化センター（広島市中区大手町一丁目五番三号）

三 事案

広島圏域都市計画マスタープラン（素案）について

（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載し、押印した書面を、広島県知事（郵便番号七三〇―八五一―広島市中区基町一〇番五二号 広島県土木建築局都市計画課）へ提出すること。

2 公述の申出期間

令和二年九月二十三日から令和二年十月七日まで

五 公述人の選定等

知事は、四 1 の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述する者を選定し、選定の結果及び公聴会の開催要領等を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

令和二年九月二十三日から令和二年十月七日まで

2 閲覧場所

広島県庁行政情報コーナー

広島県土木建築局都市計画課

広島県西部建設事務所

広島県西部建設事務所呉支所

広島県西部建設事務所廿日市支所

広島県西部建設事務所安芸太田支所

広島県西部建設事務所東広島支所

広島港湾振興事務所

広島市役所
呉市役所

竹原市役所
大竹市役所

東広島市役所
廿日市市役所

安芸高田市役所
江田島市役所

府中町役場
海田町役場

熊野町役場
坂町役場

安芸太田町役場
北広島町役場

大崎上島町役場
3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで
八 公聴会に関する問合せ先

広島市中区基町一〇番五二号
土木建築局都市計画課（電話「〇八二二 五一三―四二一七〔ダイヤルイン〕」）

（別記）

広島圏域都市計画マスタープラン（素案）の概要

一 令和十二年を目標年次とする。

二 次に掲げる事項を定める。

1 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

2 都市計画の目標

3 1に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針